

基 発 0 4 2 8 第 6 号
平 成 2 2 年 4 月 2 8 日

福井労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について (回答)

平成22年2月3日付け福井基発第13号をもってりん伺のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

本件は、別添報告書のとおり、労働基準法施行規則第35条に定める業務上の疾病に該当しないものと判断する。

■■■■に発症した悪性リンパ腫の業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、■■■■に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成22年4月12日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子

別 所 正 美

第1 事案の概要

1 請求人の氏名等

- (1) 労働者氏名 [REDACTED]
- (2) 生年月日 [REDACTED]
- (3) 所属事業場 [REDACTED]
- (4) 傷病名 悪性リンパ腫 ([REDACTED])
- (5) 診断年月日 [REDACTED]
- (6) 労災請求年月日 平成20年12月11日(療養補償給付)

2 請求の趣旨

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 請求人の放射線業務の内容

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4 請求人の放射線被ばく状況

(1) 外部被ばく

請求人の外部被ばくの状況は、放射線業務従事期間中の全作業日について、フィルムバッジ又は電子式個人線量計によって測定されており、放射線業務が行われた時期、日数、外部被ばく線量等は別紙1のとおりである。その結果、累計被ばく線量は [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted]

(2) 内部被ばく

請求人は、別紙2のとおり、[Redacted]からホールボディカウンタによる内部被ばくの検査を定期的に行っているが、[Redacted]

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(3) 事故的被ばく

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

5 請求人の療養の経過について

[Redacted]
[Redacted]

第2 検討会の判断

1 請求人の被ばく線量について

(1) 外部被ばく

請求人の外部被ばく線量は、個人の被ばく線量管理を合計した

(2) 内部被ばく

請求人の内部被ばくは、個人の被ばく線量管理の状況から、

(3) 事故的被ばく

事故的被ばくは

以上のことから、請求人の累積被ばく線量は と判断する。

2 業務上外について

(1) 基本的な考え方について

電離放射線と非ホジキンリンパ腫との関係については、平成20年10月、非ホジキンリンパ腫を発症した労働者の事案の業務上外を検討するための検討会が、「悪性リンパ腫、特に非ホジキンリンパ腫と放射線被ばくとの因果関係について」としてまとめた報告書において、要旨

① 非ホジキンリンパ腫は、一般的にリンパ性白血病の類縁の疾患として取り扱われており、両者は類縁疾患とみなすことができる。このことを踏まえると非ホジキンリンパ腫については、認定基準において白血病の認定の基準として定められている放射線被ばく線量を参考として判断を行うことが適当

② 非ホジキンリンパ腫では男性における過剰リスクについてのみ有意差が認められており、そのリスクは全白血病のリスクの1/5～1/6程度であることから、非ホジキンリンパ腫のリスクは、全白血病のおおむね1/5に相当するものと判断することが適当

とする考え方を示しており、本件の業務上外の判断においてもこの考え方に基づき行うことが適当である。

(2) 結論

ア 請求人の発症した疾病は、 の診断結果等から、 悪性リンパ腫(以下「 」という。)と判断

される。[REDACTED]は、非ホジキンリンパ腫の一種である。

なお、[REDACTED]の発症時期については、[REDACTED]とするのが妥当である。

イ 請求人の電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数の算出に関し、

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

本件については、[REDACTED]とすることが妥当である。

ハ したがって、認定基準が業務上認定の要件として掲げる「相当量」の放射線被ばくに対応する累積線量は、 25mSv ($5\text{mSv} \times 5$ 倍) \times [REDACTED] = [REDACTED] とするのが妥当である。

以上により、請求人の被ばく線量である [REDACTED] は認定基準に掲げる被ばく線量を下回っていることから、請求人に発症した [REDACTED] については、業務に起因して発症したものとは認められないものと判断する。









基発0428第7号
平成22年4月28日

兵庫労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について (回答)

平成22年1月13日付け兵労発基第233号をもってりん伺のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

本件は、別添報告書のとおり、労働基準法施行規則第35条に定める業務上の疾病に該当しないものと判断する。

■■■■に発症した悪性リンパ腫の業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、■■■■に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成22年4月12日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子

別 所 正 美

第1 事案の概要

1 被災労働者の氏名等

- (1) 労働者氏名 [REDACTED]
- (2) 生年月日 [REDACTED]
- (3) 死亡年月日 [REDACTED]
- (4) 所属事業場 [REDACTED]
- (5) 傷病名 悪性リンパ腫
- (6) 診断年月日 [REDACTED]
- (7) 労災請求年月日 平成20年12月11日(遺族補償給付)

2 請求の趣旨

[REDACTED]

3 被災労働者の放射線業務の内容

[REDACTED]

4 被災労働者の放射線被ばく状況

(1) 外部被ばくの状況等

被災労働者の外部被ばくの状況は、直読式ポケット線量計又はフィルムバッジによって測定されており、放射線業務が行われた場所、時期、日数、外部被ばく線量等は別紙1のとおりであり、その結果、累積被ばく線量は [REDACTED]

(2) 内部被ばくの状況等

被災労働者は、外部被ばくのみならず、内部被ばくについても別紙2のとおり定期的に測定されていた。その記録によると内部被ばくは [REDACTED]

(3) 事故的被ばくの有無について

事故的被ばくは事業主・原子力発電所に対する調査、同僚からの聴取の結果、

6 被災労働者の療養の経過

第2 検討会の判断

1 被災労働者の被ばく線量について

(1) 外部被ばく

被災労働者の外部被ばく線量は、個人の被ばく線量管理を合計した

(2) 内部被ばく

被災労働者の内部被ばく線量は、個人の被ばく線量管理から

(3) 事故的被ばく

事故的被ばくは

以上のことから、被災労働者の累積被ばく線量はと判断する。

2 業務上外について

(1) 基本的な考え方について

電離放射線と非ホジキンリンパ腫との関係については、平成20年10月、非ホジキンリンパ腫を発症した労働者の事案の業務上外を検討するための検討会が、「悪性リンパ腫、特に非ホジキンリンパ腫と放射線被ばくとの因果関係について」としてまとめた報告書において、要旨

① 非ホジキンリンパ腫は、一般的にリンパ性白血病の類縁の疾患として取り扱われており、両者は類縁疾患とみなすことができる。このことを踏まえると非ホジキンリンパ腫については、認定基準において白血病の認定の基準として定められている放射線被ばく線量を参考として判断を行うことが適当

② 非ホジキンリンパ腫では男性における過剰リスクについてのみ有意差が認められており、そのリスクは全白血病のリスクの1/5～1/6程度であることから、非ホジキンリンパ腫のリスクは、全白血病のおおむね1/5に相当するものと判断することが適当

とする考え方を示しており、本件の業務上外の判断においてもこの考え方に基づき行うことが適当である。

(2) 結論

ア 被災労働者の発症した疾病は、病理解剖の報告より、非ホジキンリンパ腫で

あると考えて矛盾はない。

なお、非ホジキンリンパ腫の発症時期については、

である。

イ 被災労働者の電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数の算出に関し、

本件については、とすることが妥当である。

ウ したがって、認定基準が業務上認定の要件として掲げる「相当量」の放射線被ばくに対応する累積線量は、 25mSv ($5\text{mSv} \times 5$ 倍) \times = とするのが適当である。

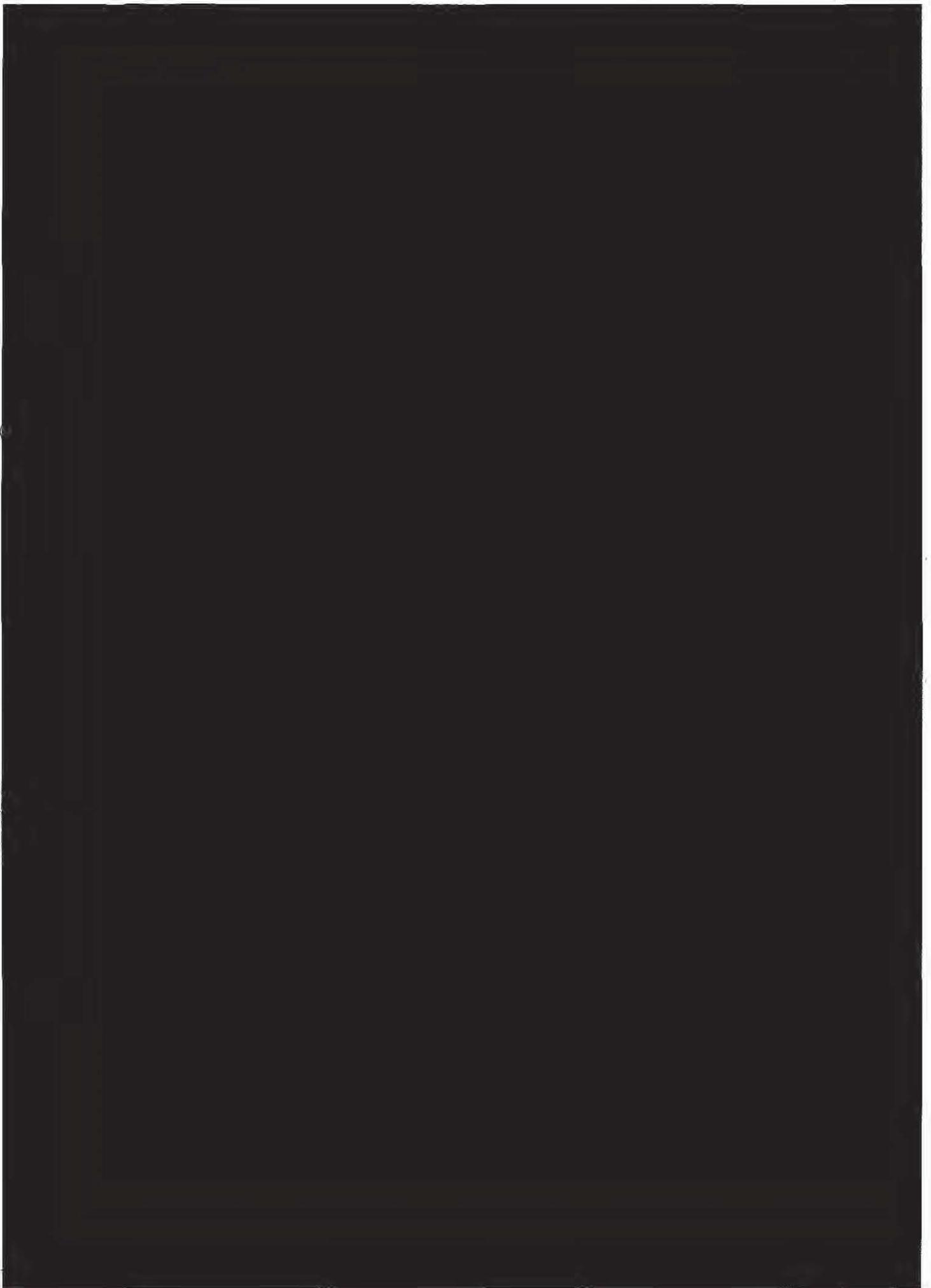
以上により、請求人の被ばく線量である は認定基準に掲げる被ばく線量を下回っていることから、請求人に発症した非ホジキンリンパ腫については、業務に起因して発症したものとは認められないものと判断する。



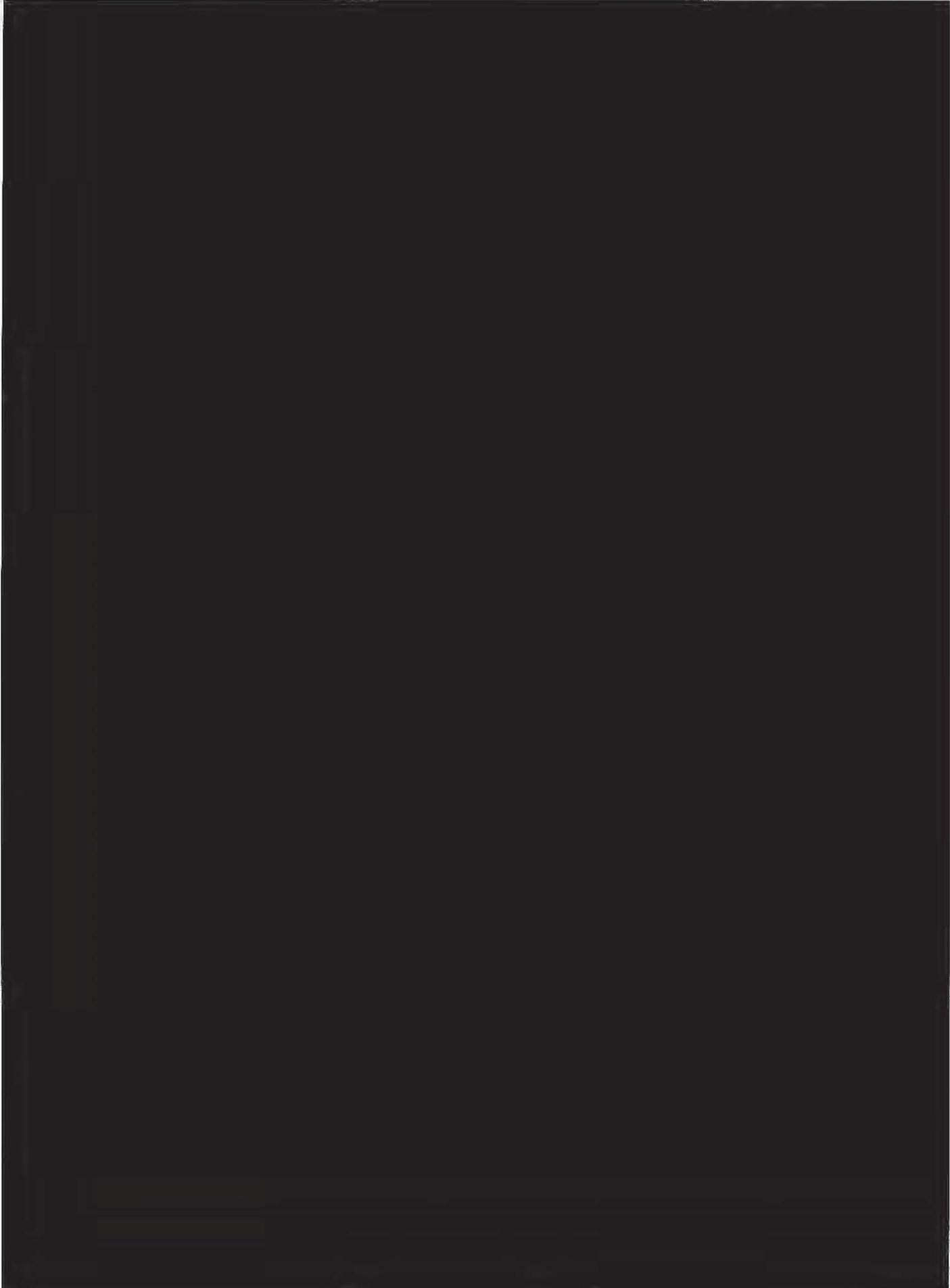


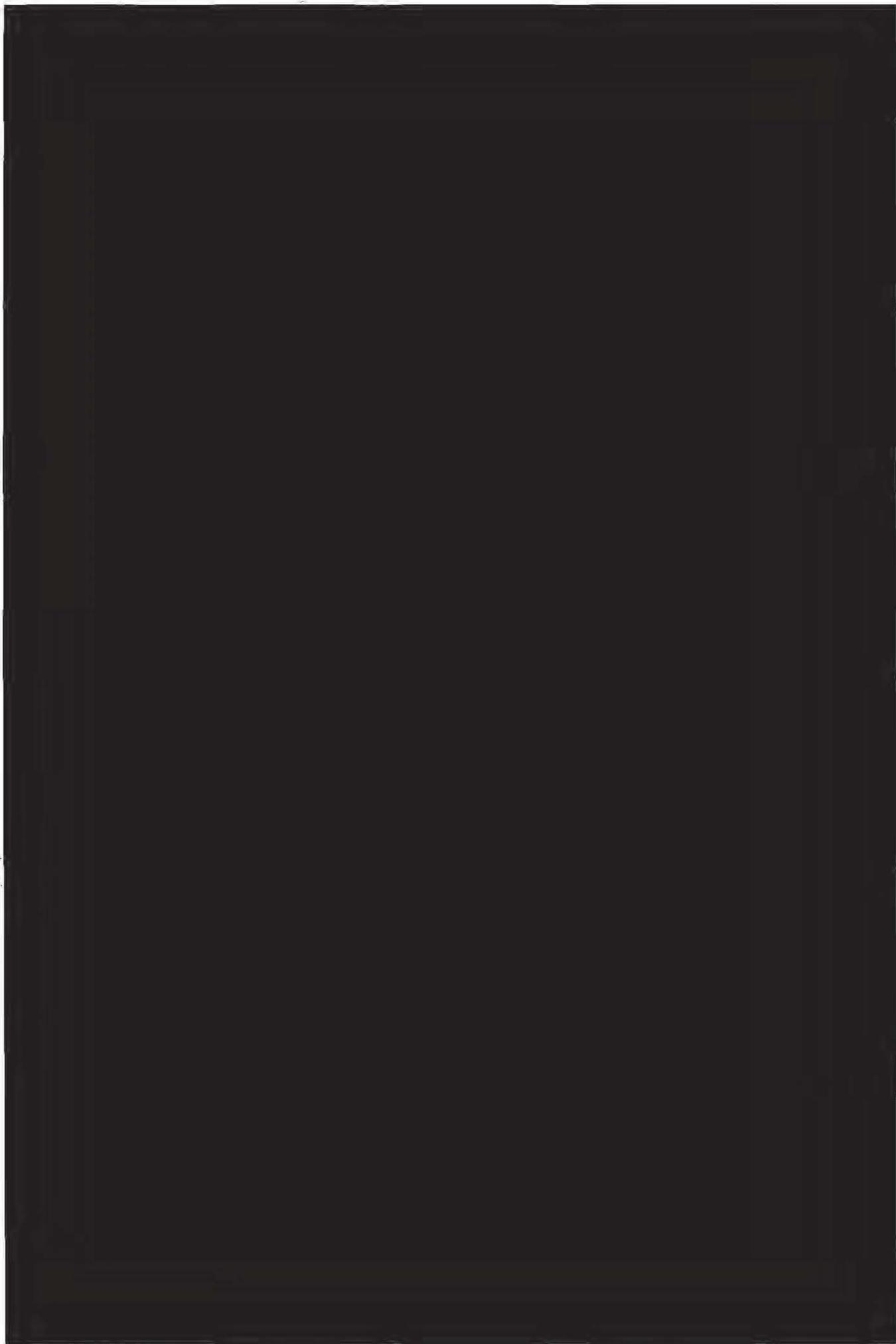
別添1

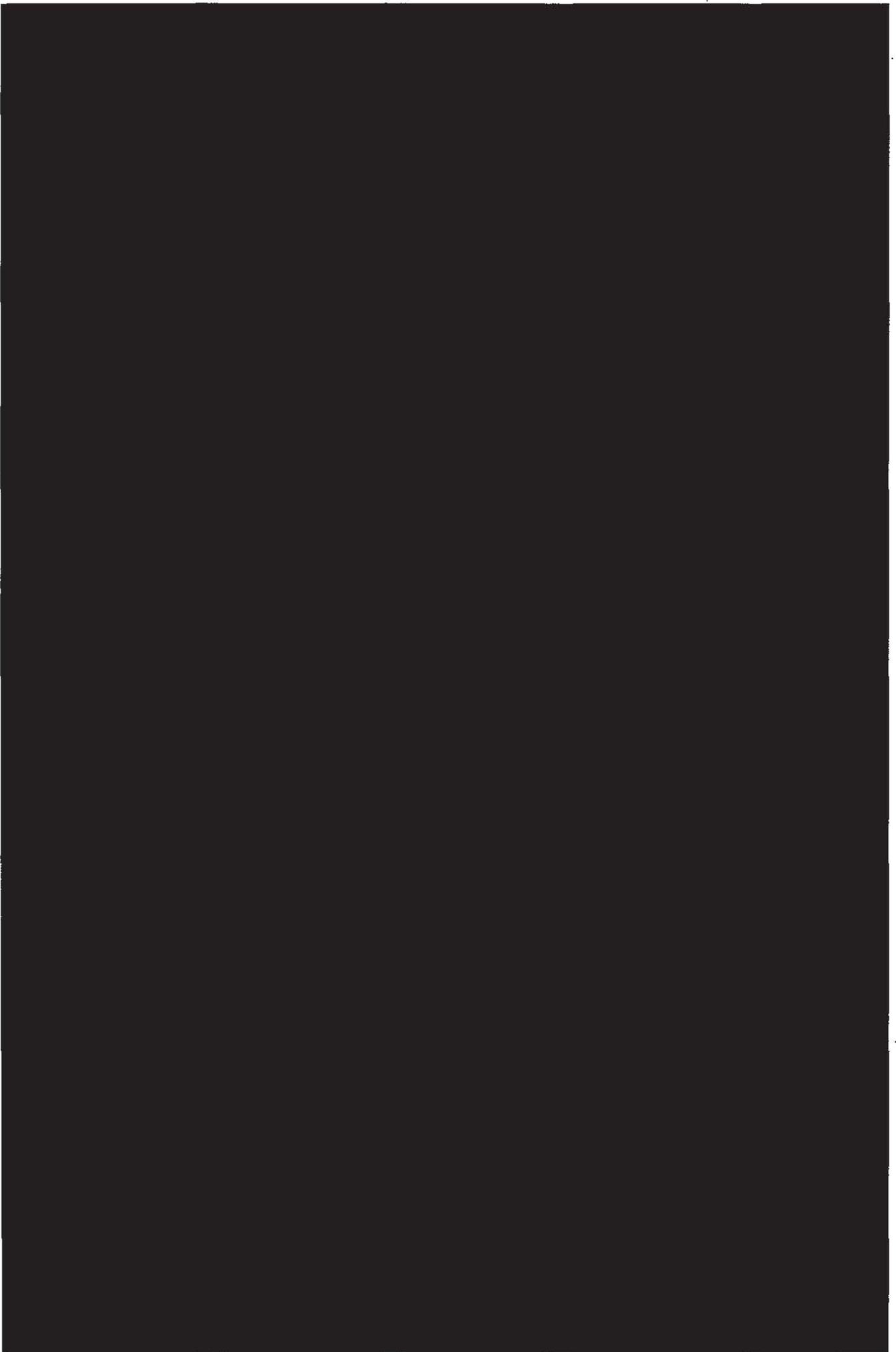




別添2









C

C

